

例題

スポーツジムを経営する甲社は、自社店舗で会員向けにウエートトレーニングの講習を行っており、甲社の指示のもと、その講習を派遣元事業主である乙社から労働者派遣契約に基づき甲社に派遣された派遣労働者であるインストラクターのAに行わせていた。その講習中に、会員のBが負傷した。

設問(1)

Bの負傷が講習中のAの指導・監視に過失があったことによるものであった場合、甲社は、Bに対して、民法715条の使用者責任を負うかについて説明しなさい。

設問(2)

甲社はBに対して民法715条の使用者責任を負い、Bに対して損害賠償としてその全額を支払った場合、甲社は、Aに対して求償することができるかについて説明しなさい。また、求償できるとした場合、その全額を求償できるかについて説明しなさい。

1 級答案の基本形

①条文指摘問題

条文(要件)→ 問題文の事実→ あてはめ・結論

②論点問題

条文(要件)→ 条文(要件)の解釈→ 問題文の事実→ あてはめ・結論

↓

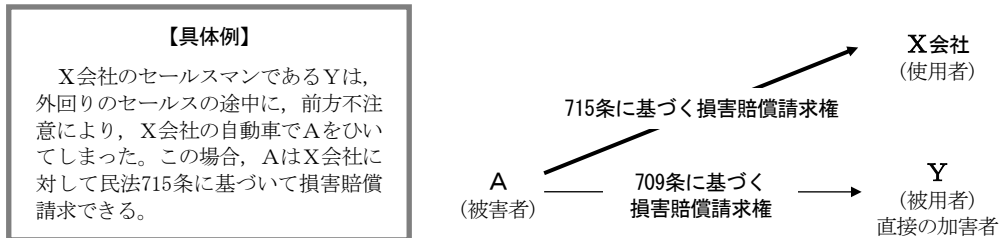
事例分析・問題提起→ 自説＋理由

↓

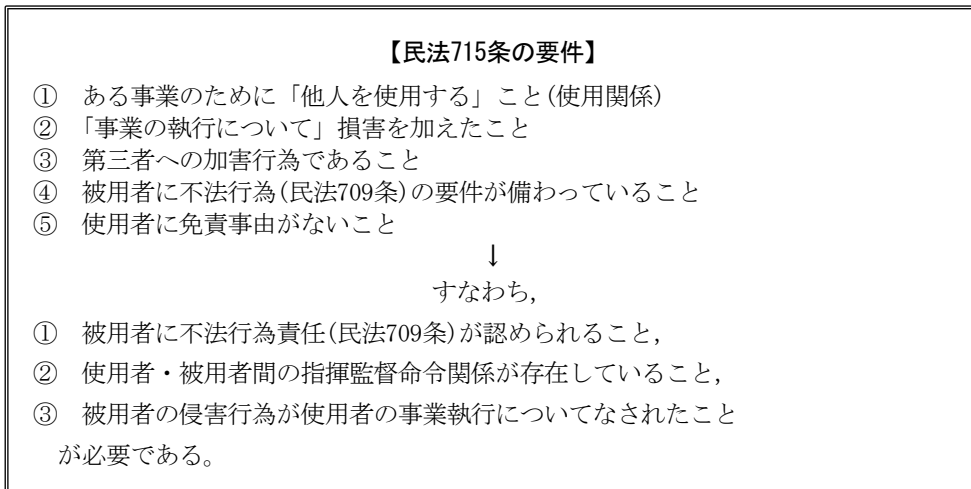
判例の立場からの論述

使用者責任

事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。



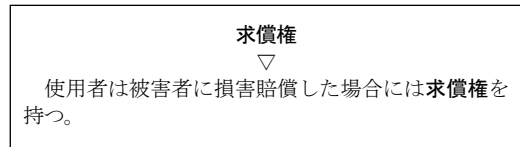
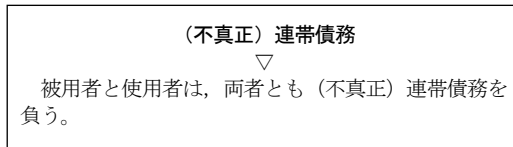
1. 使用者責任の要件



【Point】

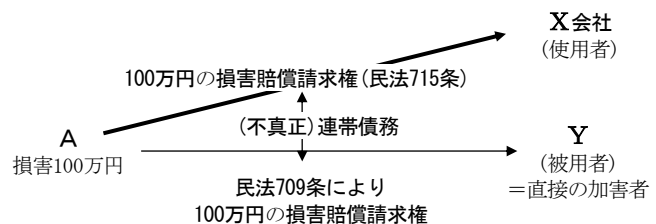
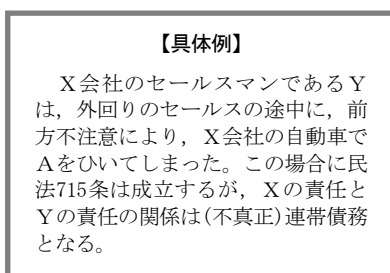
1. 使用者責任の成立要件である「使用関係」とは、雇用契約などの契約関係になくても、**事実上指揮監督命令に服する関係**にあれば認められる。
2. 使用者責任の成立要件として、直接の加害者である**被用者の不法行為が成立することが必要**である。
3. 使用者は被用者の**選任およびその事業の監督について相当の注意をしたこと**、または使用者が**相当の注意をしても損害が生ずべきであったことを証明すれば免責される**。
ただし、一般にこの証明は極めて困難であるといわれている。

2. 使用者責任の効果



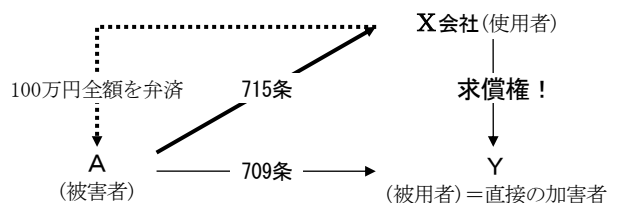
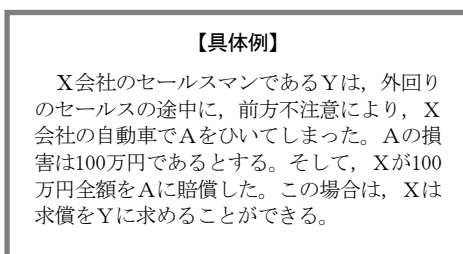
(1) 不真正連帯債務

使用者は損害賠償責任を負う。使用者責任が成立しても、被用者は責任を免除されない。そして、被用者と使用者は、両者とも(不真正)連帯債務を負う。



(2) 求償権

- ① 使用者は被害者に損害賠償した場合、被用者に対して**求償権**を持つ。



- ② 求償権は、常に全額行使できるとは限らない。

■ 求償権の制限に関する最高裁判例

事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度**その他諸般の事情**に照らし、**損害の公平な分担**という見地から信義則上相当と認められる限度に限定すべきである。

【例題の解答例】

設問(1)

1. ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。従って、使用者責任が認められるためには、①被用者に不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である。

2. 本問では、Aは、派遣元事業主である乙社の従業員でありA社とは雇用契約関係にはないが、Aは甲社の指示に従いウエートトレーニングの講習を行っていたのであるから、甲社とAの間には指揮監督命令関係が存在しており、Aは甲社の被用者といえる。そのAの指導・監視の過失によってBを負傷させたのであるから、Aには不法行為責任(民法709条)が成立し、これは、甲社の事業の執行についてなされたものである。よって、甲社は、Bに対して、民法715条の使用者責任を負う。

設問(2)

1. 使用者責任に基づき使用者が被害者に損害賠償した場合、使用者は被用者に対して求償権行使できる(民法715条3項)。よって、甲社がBに対して損害賠償としてその全額を支払った場合、甲社は、Aに対して求償することができる。

2. しかし、使用者責任は報償責任の原理に基づくものであり、この趣旨からすれば、被用者に対する求償も、事業の性格、規模、被用者の業務の内容、労働条件その他の諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則(民法1条2項)上相当と認められる限度に限定すべきものと解する。よって、本問では、具体的事情は不明であるが、甲社がBに対して損害賠償としてその全額を支払ったとしても、甲社がその全額を求償するのは困難であると考ええる。